

2018年3月7日

各教会・伝道所 主任担任教師・会計役員 様

日本キリスト教団北海教区
財務部委員長 今多 正行
教区幹事 日向 恭司

教団年度報告【C表】及び【D表】（北海教区版）の記入についてお願い

聖名を讃美いたします。レントの折いかがお過ごしでしょうか。

C表・D表記入に際して、教団記載要領をよく読み、特に以下の点についてご注意をお願いいたします。これは、主に各教会・伝道所の負担金配分計算を適切に行うため毎年精査をする中で、特に間違いの多い部分です。また、C表下段の「臨時費」（臨時収入・支出）の項についても、教団記載要領にもとづき記入方法を説明しますので、活用して頂きたく合わせてお願い致します。

1 教団年度報告【C表】記入についてお願い

- (1) 自教会の会堂建築事業など特別の目的をもってする献金は、別途特別会計もしくは臨時収入・支出で処理し、本会計には含めませんのでご注意下さい。
- (2) 13番「積立金等から繰入」は、経常収入の不足を補うため他会計からの繰入金です。
- (3) 旅費研修費 教師・信徒が教会を代表して参加する会議・研修会の旅費、参加費など。自動車関係費(ガソリン代、自動車保険等)教会用図書費、教区総会登録費などです。
- (4) 建物費は、教会堂及び牧師館等の経常的な維持、修繕費、火災保険料、什器備品の購入及びレンタル料などです。経常的なものだけで、それ以外は特別会計を作ることになります。
- (5) 下段臨時収入は、特定の目的をもった指定献金、例えば会堂建築献金、記念事業献金、特別伝道指定献金など、修理営繕のための指定献金、機器備品購入のための指定献金、牧師就任お祝い献金などです。その年度（特定年度）のみに発生した収支を処理するための臨時費です。同額の使途を臨時支出にも記入して下さい。年度末にまだ使用されていない場合は、〇〇の為の積立（特別会計）として下さい。

2 C表下段の「臨時収入」「臨時支出」（臨時費）の項の使い方について

- (1) 月定献金（特定の目的献金）の場合は、収入の部、支出の部にそれぞれ記入して下さい。年度内に処理しない場合は、その金額（残額）で特別会計を作り、積み立てて下さい。残額を通常会計に繰り入れる時は、経常外収入の「積立金等から繰入」で処理して下さい。
- (2) 行事の場合は、例えば記念式や牧師就任式に、近隣の教会からご祝儀の献金がありますが、これは臨時収入になります。収入の部に「・・・記念式の為」とし、その総額を記入して下さい。費用が祝儀献金だけでは足りずに、一般会計から支出した場合は、経常外支出「臨時費繰出」で支出して、臨時収入で受けて下さい。式の礼拝献金も臨時収入です。会堂建築などの場合も同様です。
- (3) 年度計画にない伝道集会などを行う場合に、臨時に募金して行う場合もあります。これも臨時費処理をお願いします。ほとんどの募金は臨時費処理できることになります。
- (4) 冠婚葬祭の謝礼献金も経常的にあるものではありません。但し教会員が感謝献金として捧げたものは経常収入の特別献金になりますが、教会の規程によって献金したものは臨時収入になります。

注：臨時収入・支出（臨時費）の欄を使わずに、「特別会計」を設け、通常会計（臨時費）を全く通さない方法もあります。（会堂建築など）

（次頁へ→）

参考（例）：牧師就任式や特別伝道集会など、教会会計から 15 万支出し、不足分 10 万円を募金した場合、その他当日献金が 3 万円あった場合。

C 表：通常（一般）会計より、経常外支出（臨時費繰出）15 万円

臨時費収入の部		臨時費支出の部	
教会会計より	15 万円	〇〇〇〇集会の為	28 万円
募金	10 万円		
献金	3 万円		

（余剰金が出た場合は、当然通常会計からの繰出が減ります。）

3 【D表】記入についてお願い

D 表は、C 表の特に対指定献金を記入しやすくするための北海教区独自の集計表です。

- (1) D 表を先に書いて下さい。
- (2) D 表の項目の合計額を、C 表の該当項目（科目）に転記して下さい。

C 表と D 表は完全に一致（科目の番号が一致）します。

（精査の第 1 のポイントはここにあります。完全に一致していれば他の箇所にはほとんど間違いはなくなります。）

- * 注意しなければならないのは、**自立連帯献金**が C 表では**経常外収入の対外指定献金**だということです。自立連帯献金を対外指定献金とすることなく、経常収入からその負担金（自立連帯資金）を支出している教会をはじめ、多くの教会で混乱が生じています。経常収入が負担金の算定基礎となっており、この処理如何によって不公平が生じます。

そこで、

- ① 自立連帯献金を対外指定献金として別に募っていない場合の処理方法です。
 - ・ 自立連帯資金（負担金）の賦課額を経常収入（月定献金）から差し引いて、経常外の「対外指定献金 a.」の収入に記入して頂きたいのです。支出は「負担金」でかまいません。
- ② 自立連帯献金と月定献金を別々に募金している場合は、過不足が生じます。
 - ・ **自立連帯献金が予算額（教区配分額）に達しない場合**
経常会計から補填しますが、その補填額は経常収入（月定献金）から差し引いて、「対外指定献金」の収入にして下さい。
 - ・ **自立連帯献金が予算額（教区配分額）以上集まった場合**
次年度以降の「支払い準備金」として積立金にする方法と、「対外指定献金差額」という項目（科目）を C 表「経常収入」の余白に作って、通常会計に繰り入れ、単年度処理する方法とがあります。

- * D 表記入に際して、例えば会堂建築支援金を 10 教会に献金した場合、10 教会の名前は必要ありません。会堂建築支援 10 教会 10 万円 というように総額をご記入して下さい。

以上よろしくお願いいたします。